

一般販売約款 BASFコーティングスジャパン合同会社

1. 適用範囲

すべての供給及び供給に関連する役務は、この一般販売約款に基づいてのみ提供される。買主による買主の一般取引約款への言及は、この一般販売約款により排除される。この一般販売約款は、将来のすべての営業にも適用される。この一般販売約款からの逸脱する条件は、BASFコーティングスジャパン合同会社（以下「BCJ」）の明示の書面による承認を必要とする。

2. 申込・承諾

BCJの見積もりは拘束力を有する申込でなく、買主に対する拘束力のある申込みの誘引と理解されなければならない。契約は、買主による注文（申込）及びBCJの承諾により成立する。承諾が申込みと食い違う場合、この承諾は、BCJの新たな拘束力を有しない申込となる。

3. 製品品質、見本及びサンプル;保証

3.1

別段の合意のない限り、物品の品質はBCJの製品の仕様書によってのみ定められる。物品に関連する欧州化学物質規制REACHに基づく認定された使用法は、物品の対応する契約品質又はこの契約に基づき指定された使用法に関する合意を表明するものではない。

3.2

見本及びサンプルの物性は、物品の品質を規定するために、それらが明示的に合意された場合のみ、拘束力を有する。

3.3

品質、有効期間データその他のデータは、これら自体が合意されかつ明示された場合のみ保証とされる。

4. 助言

BCJは、自らの知る限りで助言する。物品の適性及び特定の用途に関する助言及び情報は、買主による調査及び試験の義務を買主に免除するものでない。

5. 価格

BCJの価格又はBCJの支払条件が契約の日と発送の日との間で変更された場合、BCJは、発送の日に有効な価格又は支払条件を適用することができる。値上げの場合、買主は値上げの通知から14日以内のBCJへの通知により、契約を撤回する権利を有する。

6. 引渡し

引渡しは、契約にて合意されたとおり履行される。一般的な取引条件は、契約が成立した日において効力を有するインコタームズに従って解釈される。

7. 運送中の損害

運送中の損害から発生する請求の通知は、運送契約において規定される期間内に運送人に対して、買主により直接申し立てられなければならない。BCJにその写しが提供される。

8. 法規制への適合

明示的に別段の合意がない限り、買主は、物品の輸入、輸送、保管及び使用に関するすべての法律及び規則に適合する責めを負う。

9. 支払遅滞

9.1

支払期日までに代金の支払いを怠った場合、契約義務の重大な違反とされる。

9.2

買主による支払不履行の場合、BCJは未払い金額に対して、金額が日本円にて請求される場合は、支払期日における三菱UF

J銀行の短期プライムレートに8%を上乗せした率の利息を、その他の通貨にて請求される場合は、請求された金額の貨の国の中央銀行の支払期日における公定歩合に8%を上乗せした率の利息を、請求する権利を有する。

10. 瑕疵ある物品に関する買主の権利

10.1

物品を受取った時から2週間以内に、型どおりの検査中に発見可能な瑕疵をBCJに通知しなければならない。その他の瑕疵は、その発見後2週間以内に通知されなければならない。通知は書面によらなければならない。瑕疵の性質及び範囲が正確に記載されていない限り。

10.2

物品に瑕疵があり、第10.1条に従って買主が正式にBCJに通知した場合、買主は、法律上の権利を有する。但し、

- BCJは瑕疵を修補するか買主に瑕疵のない代品を供給するかを選択する権利を有する。
- BCJはa)に従って両方を試みることができる。これらが失敗に終わる場合又は買主に不合理な不便を生じさせる場合、買主はその契約を撤回するか、又は、代金の減額を請求することができる。
- 賠償及び瑕疵に係る費用の填補の請求に関して、第11条が適用される。

10.3

瑕疵ある物品に対する買主の請求は、物品を受取った時から6か月の時効に服する。

以下の場合、この6か月の時効に代えて、法律上の時効が適用される。

- 失当行為に対する責任
- 瑕疵の悪意の秘匿
- 通常の方法で建物に使用された場合においてそれに瑕疵を生じさせた物品の瑕疵性に関するBCJに対する請求
- BCJの過失による又はBCJの法律上の代表者又は代理人の側の故意若しくは過失による義務違反に起因する生命、身体及び健康への損害に対する請求
- BCJの重過失による又はBCJの法律上の代表者又は代理人の側の故意若しくは重過失による義務違反に起因するその他の損害に対する請求
- 消費者物品購買規制に基づく買主の償還請求の場合

11. 責任

11.1

BCJが不適合の責めを負わない限り、買主は賠償を請求することができない。

11.2

BCJは、BCJの重大な過失又は故意のみにより直接に引き起こされた損害以外の、買主が蒙った損害の責めを買主に対して負わない。

11.3

BCJの責任は、いかなる場合であっても、予見可能な損害の賠償に限定される。更に売主の責任は、売主の販売した供給品又は役務の価格に限定される。売主は、いかなる場合であっても、派生的責任、特別損害若しくは間接損害の賠償又は懲罰的損害賠償の責めを負わない。責任に関する上記の制限は、生命、身体又は健康に対する損害に適用しない。

12. 相殺

買主はBCJによる請求を、異議のない又は司法判断が下された反対請求に対してのみ相殺できる。

13. 担保

買主の支払能力に合理的な疑いがある場合、とりわけ、買主が支払不履行に陥っている場合、BCJは、請求すれば、合意された信用期間を撤回し、十分な担保の提供を条件として将来の引渡しをすることができる。

14. 所有権留保

14.1

引き渡された物品の所有権は、代金の全額が支払われるまで買主に移転しない。

14.2

買主が引き渡された物品の代金を支払ったものの、BCJとの営業上の関係から生ずる他の債務を完全に履行していない場合、BCJは、追加として、かかる未払債務が完全に履行されるまで、引き渡した物品の所有権を留保することができる。

14.3

BCJの要求に基づき、買主は、BCJの所有する物品の在庫に関するすべての必要な情報を提供する。更に、BCJの要求に基づき、買主は、物品のBCJの所有権を包装上に明らかにする。

14.4

買主の支払遅延の場合、BCJは、販売契約を解除することなく、かつ、猶予期間を与えることなく、買主の費用にてBCJの所有する物品の暫定的引渡しを請求する権利を持つ。

14.5

担保の価値がBCJの債権額の115%超になった場合、BCJはその範囲で担保を免除する。

15. 不可抗力

BCJの支配を超える事故又は出来事（自然現象、戦争、ストライキ、ロックアウト、原料及びエネルギーの不足、輸送の障碍、製造機器の故障、火災、爆発並びに政府の行為を含む。）が、BCJが物品を受け取る工場からの物品の入手可能性を減少させた結果、BCJがこの契約に基づく債務の履行が不能になる範囲で、BCJは、(i)BCJがかかる債務の履行が妨げられる範囲でこの契約に基づく義務から免除され、かつ、(ii)他の供給者から物品を調達する義務を負わない。第1文は、かかる事故又は出来事が契約上の債務をBCJにとって長期間にわたり商業的に無意味にする場合又はBCJの供給者に発生した場合にも適用される。上記の発生が3か月以上の期間継続した場合、BCJは契約を撤回する権利を有し、買主は補償の権利を持たない。

16. 支払の場所

物品又は文書の引渡しの場所に関係なく、支払いの場所は、BCJの営業所とする。

17. 通信

一方の当事者が受け取るべき通知その他の通信は、それが当該当事者に到着した時点でのみ効力を有する。時間の制限が遵守されなければならない場合、通知その他の通信は、当該時間の制限内に受領者に到着しなければならない。

18. 解除

買主が支払不能に陥った場合、破産の宣告を受けた場合、倒産手続若しくは清算を開始した場合、又は、買主に対して破産、倒産手続若しくは清算が申し立てられた場合、BCJは、他の権利を害することなく、契約を直ちに停止又は解除することができる。

19. 管轄

この契約から発生する又はこの契約に関する紛争は、BCJの選択により、BCJの営業の主要な場所又は買主の主たる営業所を管轄する裁判所にて審理される。

20. 準拠法

買主の営業の場所が1980年4月11日付国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の締約国であるかに関係なく、契約関係はCISGの規定を含むBCJの本社の場所にて適用される法により規律される。

21. 契約言語

売買契約が締結された言語（契約言語）に加えて、買主がこの一般販売約款を別の言語にて知ったとしても、それは単に買主の便宜として機能する。解釈の相違がある場合、契約言語における版が拘束力を持つ。

2025年1月版